

横浜市障害者グループホーム新規設置・移転に係る選定実施要領

制 定 令和4年3月2日健障サ第2977号（局長決裁）

1 総則

この要領は、横浜市障害者グループホーム設置運営費補助事業の対象グループホームの選定にあたり、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱（以下、「要綱」という）第3条第2項に定める本市との協議について、必要な事項を定める。

2 対象となる法人

要綱第4条に掲げる要件を満たし、募集期間内に障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）または障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）の提出を完了した法人。

3 補助事業者の募集に関する事項

(1) 募集方法

ア 補助事業者の募集告知は、募集期間を定め、本市ホームページにて行う。

イ 新規設置に係る補助事業者の募集は、障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）によって行う。

ウ 移転に係る補助事業者の募集は、障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）によって行う。

(2) 応募条件

応募にあたっては、要綱第4条に掲げる要件を満たす法人のうち、以下の項目を満たしていることを条件とする。

ア 応募時点で当該法人の定款に「障害福祉サービス事業」を行う旨の定めがあること。

イ 過去に障害者グループホームに係る補助金の交付決定の取消を受けていないこと。

(3) 応募可能ホーム数

新規設置の応募可能ホーム数については、下記のとおりとする。

ア 要綱第3条第2項における本市の承認を受けたことがない法人については、1ホームのみの応募とする。

イ 要綱第3条第2項における本市の承認を受けてから障害者グループホームの運営実績が1年未満の法人（運営実績がない法人を含む）については、2ホームまでの応募とする。

ウ 要綱第3条第2項における本市の承認を受けた障害者グループホームの運営実績が1年以上の法人については、運営及び支援可能の範囲内の応募とする。

4 意向の取下げについて

障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）または障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）を提出後、応募を取り下げる場合は、障害者グループホーム設置等意向取下書（第3号様式）を速やかに提出するものとする。

5 設置（建設）に関する事項

(1) 関係諸法令の遵守について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、建築基準法、消防法等、関係諸法令及び関係諸法令の基準を全て満たすこと。

(2) 同一敷地内等での複数ホームの設置について

同一敷地内又は隣接地に設置できるグループホームは、同一法人・別法人に係わらず2ホームまでとする。

(3) 都市計画区域について

要綱第3条第2項における本市の承認を受けたことがない法人については、市街化区域のみの設置とする。

6 補助事業者の審査に関する事項

(1) 審査時期

募集締切後に行う。

(2) 審査方法

ア 書類審査

提出された事業計画書等の各項目について、審査を行う。

イ ヒアリング審査

提出された事業計画書等の内容等について、応募法人に対してヒアリングの形式で実施する。

7 内示に関する事項

(1) 時期

審査後、補助事業開始年度までに行う。

(2) 方法

障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書（第4号様式）によって行う。

(3) 辞退について

障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書（第4号様式）による承認を受けた補助事業者が、当該補助金の内示を辞退する場合は、障害者グループホーム新規設置・移転辞退届（第5号様式）を速やかに提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要領の施行日より前に、「障害者グループホーム新規設置(移転)意向の選定結果について(通知)」による承認を受けたことがある法人については、要綱第3条第2項における承認を受けたことがある法人とみなす。

年 月 日

横浜市健康福祉局長

所在地
法人名
役職及び
代表者氏名

年度 障害者グループホーム新規設置意向届

横浜市障害者グループホーム設置運営要綱第3条第2項における新規設置の意向について、
下記の内容で提出します。

	名称	定員	予定地
①			
②			

(複数か所の新規設置を希望する場合は、グループホームごとにすべて記載して下さい。)

(添付書類)

新規設置に係る事業計画書

担当
連絡先

年 月 日

横浜市健康福祉局長

所在地
法人名
役職及び
代表者氏名

年度 障害者グループホーム移転意向届

横浜市障害者グループホームの移転の意向について、下記の内容で提出します。

	名称	定員	予定地
①			
②			

(複数か所の移転を希望する場合は、グループホームごとにすべて記載して下さい。)

(添付書類)

移転意向調査票

担当
連絡先

年 月 日

横浜市健康福祉局長

所在地
法人名
役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム設置等意向取下書

年度の設置等を希望していた障害者グループホームについては、下記の理由により、その意向を取り下げます。

1. 設置等意向を取り下げるグループホーム名（および、か所数を記載してください。）

2. 取下げの理由

（下記の理由に○印をつけてください。なお、「(2) その他」に該当する場合は、具体的な理由を記載してください。）

(1) 当初の事業計画に変更があったため

(2) その他

理由：

担当
連絡先

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者名)

横浜市健康福祉局長 印

年度 障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書

提出された意向届に基づき選定した結果について、年度予算の議決を条件とし、次のとおり通知します。

1 内容

	設置（移転）予定ホーム	選定結果	新規設置又は移転
	(ホーム名)		新規設置・移転

2 内定条件

次の条件を満たさない場合は、内定を取り消すことがあります。

- (1) 「横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」「横浜市障害者グループホーム設置運営要綱」等を順守して下さい。
- (2) 障害者総合支援法、建築基準法、消防法等、関係諸法令の基準等を全て満たして下さい。

担当：
連絡先：

年 月 日

横浜市健康福祉局長

所在地
法人名
役職及び
代表者氏名

年度 障害者グループホーム新規設置・移転辞退届

年 月 日付 第 号において設置（移転）の内定を受けた障害者グループホームについては、下記の理由により、設置（移転）の内定を辞退します。

1. 内定を辞退するグループホーム

(※当初内示文書に記載されているグループホーム名（仮称）を記載してください。)

2. 辞退の理由

(下記の理由に○印をつけてください。なお、「(3) その他」に該当する場合は、具体的な理由を記載してください。)

(1) 設置（移転）先が決まらなかったため

(2) 当初の事業計画に変更があったため

(3) その他

理由：

担当
連絡先